

広域避難体制の確立に向けた検討について

平成25年3月15日
原子力安全対策課

1 地域防災計画原子力災害対策編での位置付け

(福島県地域防災計画原子力災害対策編 平成24年11月修正)

第2 原子力災害予防計画

9 避難収容活動体制の整備

(4) 広域的な避難のための計画の作成

県〔県民安全総室〕は、市町村間を越えた広域避難を想定し、関係市町村の他の市町村（県外市町村を含む）への避難について調整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成するものとする。

- ア 関係市町村における避難所の名称、場所、収容可能人数
- イ 要請を行う関係市町村の措置
- ウ 県の措置
- エ 要請を受けた市町村の措置
- オ 避難者の輸送体制 等

2 避難対象範囲

- (1) 暫定的に予防的防護措置を準備する区域（PAZ）
当面、原子力発電所からおおむね5キロメートル範囲
具体的な範囲については、当該町と協議
- (2) 暫定的に緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）
当面、暫定的な重点地域（13市町村）の範囲
具体的な範囲については、当該市町村と協議
- (3) 場合により（2）の外側の区域

3 避難先

原則として、UPZの外（2（3））

4 進め方（平成25年度）

- (1) 避難時間推計の実施
実効的な広域避難体制の検討のため、避難に要する時間をコンピューターシミュレーションによりシナリオごとに推計する。
- (2) 広域避難計画の策定
PAZ、UPZの住民等がUPZ外に避難する計画について、避難時間推計シミュレーションの結果等を参考とし、市町村と連携しながら策定する。
なお、同計画策定までの当面の間、避難先や調整方法等について暫定的避難手順（案）に定めておくものとする。